

## 令和4年2月 文書質問及び回答

- 1 質問者 中田豪之助議員  
2 質問事項 下川町の個人情報取り扱いについて

| 質問の内容・要旨   | 回答   |
|--|--|
| <p>① 本町の個人情報保護条例 9 条では(提供先に対する措置要求)を定めているが、具体的にはどのようなことがらか。</p> <p>② 本条例が施行されてから「個人情報の漏えい又は不適正な利用により、町民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認められた事例はあったか。</p> <p>③ 本条例が施行されてから「自己に関する個人情報の利用停止の請求」はあったか。</p> <p>④ 国の「デジタル改革関連法」により町の「個人情報保護条例」改正も予定されるなかで町民の個人情報に対してどのような姿勢で臨むのか。</p> <p>以上お伺いします。</p> | <p>1点目の「提供先に対する措置要求」の具体例としては、町が業務に利用する各種システムを導入等する場合に、町が保有する個人情報をシステムに取り込むため、システム業者に個人情報を提供することがあります。この場合は、個人情報の取扱いについて、契約書に記載しており、個人情報の管理、利用制限、消去返却等利用後の取扱い、所要の報告要求など、必要な措置を講じるよう求めています。</p> <p>2点目・3点目については、事例はありません。</p> <p>4点目については、今後は個人情報保護法が一律適用となることから、令和 4 年度中に必要な条例改正を行うとともに、国のガイドラインに則り、これまでと同様に個人情報の適切な管理を行っていきます。</p> |